沼田市避難行動要支援者制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び沼田市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難なため、地域による支援を必要とする市民が安全に避難等できるよう、本市における共助体制づくりを促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害」とは、地震、土砂災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、竜巻、火山その他の異常な自然現象又は火事、爆発若しくは本市地域防災計画において対象としている事故等により生ずる被害をいう。

（対象者）

第３条　避難行動要支援者とは、生活の基盤が自宅にある以下に掲げる者とする。

(1) 介護保険制度に基づく要介護認定が１以上の者

(2) 身体障害者手帳を有する者のうち、障害の程度が１級又は２級の者

(3) 療育手帳を有する者のうち、障害の程度がＡの者

(4) 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が１級の者

(5) 前各号の要件に該当しない者で、自力での避難が困難であると市長に申し出て、市長が支援の必要性を認めたもの

（登録）

第４条　災害発生時の避難支援、日頃からの見守り等を希望する避難行動要支援者は、市に登録するものとする。

２　登録を希望する者は、第８条に規定する機関等に情報提供することに同意するものとする。

３　登録を希望する者は、沼田市避難行動要支援者名簿登録申請兼避難支援プラン個別避難計画書（別記様式第１号。以下「個別避難計画」という。）により、市長に申請するものとする。なお、避難行動要支援者が自署できない場合、本人の意思を確認した者が代筆できるものとする。

（登録内容の変更）

第５条　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、登録内容を変更することができるものとする。

(1) 氏名の変更があったとき。

(2) 住所の変更があったとき。

(3) 身体状況に変化があったとき。

(4) 避難行動要支援者名簿登録（変更・取消）届出書（別記様式第２号）が提出されたとき。

(5) その他、市長が登録内容の変更が必要であると認めるとき。

（登録の取消し）

第６条　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、登録を取り消すことができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 入院、入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。

(4) 第３条に該当しなくなったとき。

(5) 避難行動要支援者名簿登録（変更・取消）届出書（別記様式第２号）が提出されたとき。

(6) その他、市長が登録の取消しが必要であると認めるとき。

（避難行動要支援者名簿の管理）

第７条　市長は、情報の漏えいがないよう、沼田市避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を管理するものとする。

（避難行動要支援者情報を提供する機関）

第８条　市長は、共助による支援体制づくりを促進し、及び公助による支援体制づくりの構築に向け、次に掲げる機関に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するものとする。

(1) 利根沼田広域消防本部

(2) 沼田市消防団

(3) 群馬県警察

(4) 沼田市民生委員

(5) 沼田市社会福祉協議会

(6) 沼田市内の自主防災組織

(7) その他の避難支援等実施に携わる関係者

（避難行動要支援者情報を提供された機関の遵守事項）

第９条　前条の規定により避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供された機関（以下「支援機関」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密を保持すること。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の紛失等がないように厳正に管理すること。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を目的以外に使用しないこと。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を第三者へ情報提供しないこと。

(5) 災害時の情報提供については、救援活動に必要な範囲内で提供すること。

（支援機関による支援）

第10条　支援機関は、避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者に対し、支援機関の有する組織力の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における避難支援、救出活動、安否確認その他の支援等

(2) 前号の活動を容易にするため日常的に行う声掛け、見守り、相談活動等

（支援の実施）

第11条　支援機関による避難支援等は、当該機関の代表者等が必要と認めた場合に実施するものとする。ただし、災害の状況によっては、市からの要請に基づき実施するものとする。

（支援制度の周知）

第12条　市長は、支援制度の推進のため、広報紙等を通じて広く制度の周知を図るものとする。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。